

## 荒廃農地の解消を支援します

農林課(有家庁舎) ☎73-6661

貸借などの設定により新たに取得する農地で、伐根や整地の作業に要する経費の一部を助成します。  
予算に限りがありますので、まずはお問い合わせください。

- 対象者…市内の認定農業者または認定新規就農者
- 対象農地…伐根や整地が必要な農地
- 補助率  
2分の1以内(10アールあたり15万円を限度)
- その他
  - ・世帯内の貸借などは対象となりません。
  - ・事前に現地確認や貸借などの協議が必要です。

## 創業支援セミナー 事業を始めよう ～創業成功への第一歩～

商工観光課(西有家庁舎) ☎73-6633

創業や起業を考えている人を対象に、事業のアイデア出しや物価高騰時の注意点など、創業に必要な知識や考え方についてのセミナーを開催します。

- 講師…木寺 健司氏(中小企業診断士)

📅12月13日(水) 午後2時～4時

📍西有家総合学習センターカムス

📍市内で創業を検討している人  
または創業から1年以内の人

📅12月8日(金)

📄無料

📍市LINEまたは電話で申し込んでください。



LINE申込

## 市有地を売払います(一般競争入札)

管財契約課(西有家庁舎) ☎73-6626

- 入札参加申込み

入札参加申込書のほか、次の書類を持参して提出してください。

【個人の場合】

身分証明書、登記されていないことの証明書、印鑑証明書、誓約書、市税の未納がない証明書

【法人の場合】

法人登記簿謄本または履歴事項全部証明書、印鑑証明書、誓約書、市税・法人事業税・消費税および地方消費税の未納がない証明書

※申込書様式は管財契約課に備えているほか、市ホームページからダウンロードできます。

※郵送、Eメール、FAXでの受付はできません。

- 公売物件 ※土地付き建物一括売却となります。

| No. | 物件の所在          | 種類または地番     | 構造または地目       | 床面積・地積    |
|-----|----------------|-------------|---------------|-----------|
| ①   | 深江町丁字一町掛7630番2 | 給食共同調理所/事務所 | 鉄骨造2階建(一部地下)  | 776.19㎡   |
| ②   | 深江町丁字一町掛7630番2 | 車庫          | 木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建 | 30.00㎡    |
| ③   | 深江町丁字一町掛       | 7630番2      | 宅地            | 2,877.78㎡ |
| ④   | 深江町丁字一町掛       | 7630番4      | 宅地見込み         | 1,430.00㎡ |

※最低売却価格など詳細は、お問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

## U18 マイナカード生活応援事業

U18マイナカード生活応援事業コールセンター

☎0120-762-483

長崎県では、若い世代におけるカードの取得促進と子育て世帯への経済対策支援を目的に1万円分のデジタルポイントを付与する事業を行っています。

- 対象者…申請時点でマイナンバーカードをもつ18歳以下の長崎県民

📅12月28日(木)

- 申請に必要なもの

・スマートフォン(マイナンバーカードの読み取りが可能な機種)

・申請者のマイナンバーカード

※対象者が14歳以下であれば保護者のマイナンバーカードも必要です。

・マイナンバーカード受け取り時に設定した署名用電子証明書暗証番号(6～16桁)

・Eメールアドレス

- 申請方法

①「xIDアプリ」にマイナンバーカードを登録

②xIDアプリで通知の受け取り設定

③電子申請

審査完了後、ポイント受領



特設ページ

- ポイント利用方法

PayPayや楽天ポイントなど各種キャッシュレス決済サービス、県内店舗で利用できる商品券などと交換が可能です。交換方法などは、ポイント受領時の通知でご確認ください。

その他、詳細はU18マイナカード生活応援事業特設ページをご覧ください。



U18マイナカード生活応援事業 長崎 🔍検索

## 令和6年度 競争入札参加資格審査申請受付

管財契約課(西有家庁舎) ☎73-6626 ☎859-2211 西有家町里坊96番地2

申請方法などの詳しい情報は、市ホームページまたは管財契約課窓口でご案内しています。

- 受け付ける業種(全業種)

「建設工事」、「建設コンサルタント等業務」、「物品調達・その他業務」

- 受付期間

令和6年1月5日(金)～2月29日(木) 必着

- 入札参加資格の有効期間

・「建設工事」、「建設コンサルタント等業務」  
令和6年4月1日～令和7年3月31日

【1年間】

・「物品調達・その他業務」

令和6年4月1日～令和8年3月31日

【2年間】

- 申請方法

今までに南島原市に業者登録をしたことがない場合

①申請者から市へ電子申請を行うための利用申請

②市から申請者へ電子申請のためのIDなどを送信

③電子申請システムで必要事項を入力

④システムから様式を印刷し、申請ボタンを押す

⑤チェックリスト、申請書および添付書類をA4紙ファイルにとじ、管財契約課へ提出

前年度以前に業者番号およびパスワードを取得済みの場合

上記の③以降の手続き

※業者番号・パスワード・メールアドレスなどを忘れた場合は、お問い合わせください。

※原則、電子申請となりますが、併せてA4紙ファイル(色指定なし)での提出も必要です。市内に本社を有する申請者で、電子申請が困難な場合は、事前に管財契約課にご相談ください。



市HP